

## 参考資料 1

### ○奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議規則

平成二十八年十月十七日  
奈良県規則第二十二号

奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議規則をここに公布する。

### 奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十四第一項に規定する協議の場として設置する奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第二条 調整会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
  - 一 診療に関し学識経験を有する者
  - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

#### (任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (議長)

第四条 調整会議に議長を置き、委員のうちから知事が指名する。

- 2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第五条 調整会議の会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 調整会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

#### (部会)

第六条 調整会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから議長が指名する。
- 3 議長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。
- 4 部会に部会長を置き、議長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 調整会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって調整会議の議決とすることができる。
- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

#### (委員以外の者の出席)

第七条 議長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第八条 調整会議の庶務は、医療政策部地域医療連携課において処理する。

#### (その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。